

京都市告示第 215 号

道路法第 18 条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 14 日間一般の縦覧に供します。

平成 16 年 6 月 16 日

京都市長 榊 本 頼 兼

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
山科北花山経 15号線	山科区北花山河原町31番地の1地先から 同町29番地地先まで	告示の日

(建設局道路部道路明示課)